

四日市市告示第169号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和2年8月12日四日市市告示第429号により指定した形質変更時要届出区域の全部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月30日

四日市市長 森 智広

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（三重県四日市市塩浜町1番地35の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令告示第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

（環境部環境保全課）



別図 2

